

奈 個 情 第 1 8 号
令和2年9月16日

奈良市教育委員会 様
(担当課 一条高等学校)

奈良市個人情報保護審議会
会長 佐々木 育子

奈良市個人情報保護条例第10条第2項の規定に係る
諮問について (答申)

令和2年7月16日付け奈一高第415号で諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

【諮問 : 個情第02-3号】

「校務系・教育系システム」に係る電子計算機の結合について (諮問実施機関 教育委員会一条高等学校)

(別紙)

答申：個情第32号

諮問：個情第02-3号

答 申

第1 審議会の結論

奈良市教育委員会が、学習教育支援アプリケーションを活用し、奈良市教育委員会が管理する「センターサーバー」を利用し、当該センターサーバーと当該サービス運営事業者が管理する当該クラウドサーバーをオンラインで結合し、当該クラウドサーバー上で当該奈良市立高等学校の在学生の学習情報を取り扱うことは、公益上の必要が認められ、かつ、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認める。

第2 対象事業の概要

奈良市教育委員会（以下「実施機関」という。）は、学習教育支援アプリケーションについて、次のとおり説明した。

1 学習教育支援アプリケーション

(1) 学習教育支援アプリケーションの活用の経緯について

実施機関では、平成28年度から、学校で行うさまざまな教育活動や事務のなかで、デジタル（ICT）が得意な分野はデジタルに任せ、人“ヒト”が行うべきことを教職員が担うことにより、学校教育の質の向上を図る取組を進めている。この取組をとおして、人“ヒト”（アナログ）とICT（デジタル）を効果的に組み合わせ、「スマートスクール（ICT機器を活用する学校）」を超えた「スーパースmartスクール」を目指しており、校舎内における無線アクセスポイントの設置などのインターネット環境の整備、全教職員用への一人1台のタブレット端末の貸与などの環境整備を行っている。

こうしたICT環境において、学習教育支援アプリケーションを導入し、生徒一人ひとりの学習履歴を蓄積するほか、当該サービス運営事業者のグループ事業者が実施する模擬試験などのデータを分析し、個別最適化学習（アダプティブラーニング）や、高大接続改革で必要となるポートフォリオを作成することができると考えている。

また、ICT環境において、生徒の学習情報を教職員と生徒が共有しながら利用することにより、新たな学習体制の確立を目指しており、その確立に当たって、学習教育支援アプリケーションを活用し、生徒の学習情報を安全

かつ簡便に蓄積及び活用し、新学習要領で示される「国家・社会の責任ある形成者として、自立して生きる力を身につける」過程を実現させる授業を実施できると考えている。

(2) 学習教育支援アプリケーションの概要

学習教育支援アプリケーションは、各々が端末上で操作した情報をクラウド内に整理、蓄積し、必要に応じて情報を取り出して「振り返り」、「学習履歴」や生徒、保護者へのアンケートや連絡ツールとしても活用し、最新の情報を教職員、生徒、保護者が共有できるシステムであり、そのシステムの運用に際しては、インターネット回線を利用して生徒の学習情報を事業者のデータセンターを利用して収集、管理することで、生徒一人ひとりの学習成果物及び学習履歴を経年的に把握し、各生徒の学習理解度に応じた指導を行うとともに、教職員の指導方法等の向上を図ることができる。

具体的には、学校で使うタブレット端末に宿題や小テストなどを配信するクラウドサービスで、次のように生徒の学習を支援できる。

- ア 当該サービス運営事業者のグループ事業者が実施する学力テスト結果をはじめとした成績データ、学習時間や進路調査の結果など、生徒の学びに関する記録をひとつにまとめ多面的・総合評価への対応を支援する「ポートフォリオ」機能を活用する。
- イ 教職員、生徒及び保護者間で生徒個別に、クラスごとに、また、学校内全体で情報共有を行うことができる「コミュニケーション」機能を活用する。
- ウ 当該サービス運営事業者のグループ企業が実施する学力テスト結果をもとに、生徒の得意・苦手に合わせて学習動画をリコメンドするなど、知識・技能の効率的な習得を支援する「アダプティブラーニング」機能を活用する。
- エ 問題やアンケートを配信し、その場で集計結果を投影し、授業の振り返りをピックアップし、生徒同士でコメントするなど、ICTを活用した主体性を育む授業を支援する「アクティブ・ラーニング」機能を活用する。

2 個人情報の安全性の確保

実施機関は、学習教育支援アプリケーションを活用するに当たり、次のような措置を講じることで、児童生徒に係る個人情報の安全性を確保しようとするものである。

- (1) 個人情報の取扱いについては、データの保管は暗号化による保存、サービス利用に当たっては、IPアドレス制御並びに閲覧制限により個人情報の漏えい防止を担保している。

(2) 当該サービス運営事業者とそのグループ事業者は、次の内容の契約を締結していること。

ア 当該サービス運営事業者は、模擬試験のデータ等の目的外利用、複製、第三者への流出、漏えいしてはならない。

イ 学習教育支援アプリケーションのサービス提供にあたり、当該サービス運営事業者と顧客間の紛争が生じたときは、当該サービス運営事業者が責任と費用をもって解決に当たる。その紛争が模擬試験のデータ自体、又はそのグループ事業者から当該サービス運営事業者への指示、その他そのグループ事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合は、そのグループ事業者が自己の責任をもって紛争の解決にあたる。

(3) 当該事業者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会認定によるプライバシーマーク制度の J I S Q 1 5 0 0 1 の認定又は情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格 I S O 2 7 0 0 1 の認証を取得していること。

第3 審議会の判断

当審議会は、実施機関が生徒に係る個人情報 を適正に取り扱うために第2の2(1)から(3)までの説明による措置を講じようとしていることから、実施機関が学習教育支援アプリケーションを活用し、運用することについて、公益上の必要があり、また本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれはないと認めた。

よって、当審議会は、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第4 付言

当審議会は、諮問された本件事案については、公益上の必要があり、かつ、必要な安全管理措置が講じられており、当該在学生又は第三者の権利利益が不当に侵害されることはない と判断した。

ただし、実施機関が学習教育支援アプリケーションを活用し、運用するに当たっては、次の事項に留意し、在学生に係る個人情報の適正な取扱いを徹底するよう要望する。

当該サービス運営事業者と保護者・在学生との学習教育支援アプリケーションの利用期間が満了した後及びそのグループ事業者との模擬試験に関する契約期間が満了した後の当該在学生の個人情報のデータに係る規定がなく、データがそれぞれ事業者のクラウド等で保有しているのであればその取扱い、保有する必要がないのであれば廃棄する等の規定を確認すること。

第5 審議会の審査経過

当審議会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和2年 7月16日	実施機関から諮問を受けた。
令和2年 7月22日	令和2年度第2回審議会 1 実施機関から口頭による説明を受けた。 2 事案の審議を行った。
令和2年 8月26日	令和2年度第3回審議会 1 事案の審議を行った。 2 答申案の取りまとめを行った。
令和2年 9月16日	実施機関に対して答申を行った。

○ 奈良市個人情報保護審議会委員

氏 名	役 職 名	備 考
荒 牧 裕 一	大手前短期大学教授	
石 黒 良 彦	弁護士	
杵 崎 のり子	奈良学園大学客員教授	
佐々木 育子	弁護士	会 長
浜 口 廣 久	弁護士	会長職務代理者